

## 横芝光町農業委員会 9 月第 5 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 9 月 5 日(月) 午前 9 時～午前 9 時 4 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (11 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	9 番	鈴木 茂樹
	10 番	下高原 美津子	11 番	伊藤 裕児
	12 番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 7 番 向後 隆輝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 4 年度第 5 次農用地利用集積計画(案)の承認について

## 7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年9月第5回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	(佐藤町長挨拶)  ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。
事務局	本日は、7番向後委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 小川文彦委員、12番 秋葉芳明委員、お二人をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。  日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年9月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①②の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、木戸 字 十六割の畑2筆 703㎡です。経営規模拡大を目指す譲受人へ、相続により農地を取得したものの、町外に在住し農業を行っていない譲渡人から売買により所有権移転しようとするものです。

次に2件目の申請地は、木戸 字 十六割の畑531㎡です。規模拡大を目指す譲受人へ、相続により農地を取得したものの、町外に在住し農業を行っていない譲渡人から売買により所有権移転しようとするものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5番

5番伊藤です。町外に居住し、高齢のため農業ができない譲渡人から、売買により所有権移転をするものです。許可後は植木の栽培を予定しています。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

意見ありませんので異議なしと認め、質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番 5番伊藤です。相続をしたが県外に居住していて農業ができないので、売買により所有権移転をするものです。同じく許可後は植木の栽培を予定しています。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和4年9月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の5条の許可申請は、6件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、横芝 字 東松ヶ枝の田、329㎡です。

地目は田ですが、現況は畑となっています。転用の目的は譲受人の購入するアパート等の住民用駐車場14台分を整備するものとなります。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は国道126号線沿いで主要地方道横芝下総線バイパス交差点

から南東に約150メートルの位置にあります。

譲受人は不動産業を中心とする法人で、中古のアパート1棟及び専用住宅1棟のほか、申請地を含む複数の土地を購入する予定で、申請地は入居者用の駐車場とする計画です。都市計画の用途地域内にあるため第3種農地に該当し、原則として転用許可が見込まれます。

敷地は整地後、砂利敷均しとなり、雨水は敷地内自然浸透としています。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、隣接する農地はありません。

工事期間は令和4年10月1日から令和4年10月30日までを予定しています。

土地代金、整地費及び建設費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして申請2件目の土地は宮川 字 海老川の畑、1,354㎡です。

転用の目的は譲受人が近隣の住民や事業者向けの貸駐車場38台分を整備するものとなります。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は海老川沼から南に約150メートルの位置にあります。

役場からの距離及び宅地率の状況から第2種農地に分類され、申請地のほかに適当な土地がない場合に、転用許可が見込まれます。

敷地は整地後、砂利敷均しとなり、雨水は敷地内自然浸透としています。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、隣接する農地は譲渡し人のみです。

工事期間は令和4年10月20日から令和4年11月30日までを予定しています。

土地代金、造成費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請3件目と4件目は、同一事業で、九十九里地域水道企業団が発注した水道送水管耐震化工事に伴う資材置場として一時転用するために賃借権を設定するものです。耐震化工事は光浄水場から松尾配水場の間で行われますが、今回の申請はその中の1工区分となります。

申請の土地は、3件目に記載の坂田 字 蟹井戸の畑、395㎡と4件目に記載の坂田 字 蟹井戸の畑、345㎡を合わせた農地の一時転用面積は、740㎡となります。

申請地③と④記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝中学校野球グラウンドの東方向、大総新道を挟んだ向いに位置しており、昨年度、同じく5条許可による一時転用で資材置き場用地として使用しています。

申請地に町農業振興地域整備計画に定める農用地区域が含まれますが、一時転用事業で、他の土地での代替可能性がなく、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

他に代わりとなる土地がなく、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

また、土地改良の受益地にはなっていません。

一時転用箇所には盛土等を行わず、整地を行ったうえで、鉄板を敷設する計画です。雑排水は無く、雨水は敷地内浸透としています。

隣接農地所有者に対しては、工事説明および土地利用説明を行っており、承諾を得ています。

一時転用に必要な工事費および借地料につきましては、全額自己資金を充てる予定で、金融機関からの預金残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

一時転用の時期ですが、令和4年10月1日に着手し、令和6年4月30日の完了を予定しています。

続きまして申請5件目の土地は、横芝 字 鶴岡の畑、445㎡です。

転用の目的は飲食店舗用の駐車場15台分を整備するものとなります。

申請⑤と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は横芝行政センター跡地から南東に約250メートルの位置にあります。

譲受人は飲食店舗を購入するにあたり、現況の駐車場では不足するため同時に購入する申請地を来客用の駐車場とする計画です。

都市計画の用途地域内にあるため第3種農地に該当し、原則として転用

許可が見込まれます。

敷地は整地後、砂利敷均しとなり、雨水は敷地内自然浸透としています。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、隣接農地所有者には説明済みで特に異議はなかったとのこと。

工事期間は令和4年11月1日から令和4年12月31日までを予定しています。

土地代金、整地費及び既存店舗購入費は、自己資金および金融機関からの融資見込証明書により必要な事業費が確保される見込みであることを確認しています。

続きまして申請6件目は圏央道建設工事期間中、農道の通行を確保するための迂回道路用地として一時転用するために賃借権を設定するものです。

申請の土地は谷台 字 西耕地の田1筆、991㎡のうち、100㎡となります。

申請地⑥と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、谷台共同利用施設から北西に約400メートルの位置にあります。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地に該当しますが、公共事業における一時転用であるため、転用許可が見込まれます。

土地改良関係については、成田用水土地改良区と協議が整っています。

また、道路に挟まれた水田の一部転用となるため隣接農地への影響はありません。汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内浸透します。

圃場内の交差点機能を維持するため、水田の一部の耕土の剥ぎ取りを行ってから盛り土をし、工事完了後に元の剥ぎ取った土を戻し、農地に復元する計画です。

賃借料及び工事費は、社債により調達できており、工事費用に係る債務資料により確認しています。

一時転用の期間ですが、令和4年10月1日から令和7年3月31日までを予定しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。  
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

1 1 番 伊藤です。本件は、賃貸住宅の入居者が使用する駐車場への転用で、隣接農地もなく、土地改良の区域外であり、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。  
(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番

9 番 鈴木です。本件は、駐車場が不足しているところでの貸駐車場の整備であり、土地改良の受益地でもなく、問題ありませんでした。

議 長

説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。  
(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて3件目、4件目の案件については私が担当委員となりますので、説明します。

4 番

同一事業によるものですので、一括で説明します。

本件は、上水道関連工事のための一時転用で、土地改良の受益地ではなく、周辺農地への影響も心配ありません。よって問題ないと考えております。



議 長

説明が終わりましたので、3件目と4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので異議なしとして質疑を終了し、3件目と4件目の案件について一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、3件目と4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

1 1 番 伊藤です。本件は、既存の店舗を購入する計画ですが、申請地は土地改良の受益地ではなく、来客用の駐車場を増設する事業でありますので、問題ありません。

議 長

説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、5件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて6件目の案件については私が担当委員となりますので、説明します。

4 番

本件は、圏央道の整備を進めるために必要な一時転用で、成田用水とも協議がまとまっており、周辺農地への影響もないため、問題はないと考えます。

議 長

説明が終わりましたので、6件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了します。6件目の案件

について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

日程第4 議案第3号 令和4年度 第5次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年9月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が2件、中間管理機構設定が16件、再設定が2件の合計20件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、中台 字 子ノ神の畑1筆、809㎡、期間は10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定2件目は、屋形 字 五十野、字 立会の畑2筆、計3,850㎡、期間は10年間です。設定する権利は使用貸借権です。

続いて中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定で期間は10年間です。

利用権を設定する農地ですが、

1件目は、牛熊 字 駿耕地、字 田向の田2筆、計2,240㎡です。

2件目は、牛熊 字 駿耕地の田2筆、2,012㎡です。

3件目は、牛熊 字 田向、字 東耕地の田8筆、計6,951㎡です。

4件目は、牛熊 字 東耕地の田2筆、計1, 236㎡です。

5件目は、原方 字 白金、字 和宗内、字 池田、字 関下の田7筆、計14, 907㎡です。

6件目は、曾根合 字 前田、於幾 字 竹ノ後の田4筆、計2, 655㎡です。

7件目は、曾根合 字 前田、字 後ノ町の田14筆、計6, 420㎡です。

8件目は、曾根合 字 下呉、字 振子下、字 沼、於幾 字 西田の田7筆、計5, 735㎡です。

9件目は、寺方 字 居子田、字 寺ノ下、字 東中島、曾根合 字 前田、坂田 字 寺前の田16筆、計13, 364㎡です。

10件目は、木戸 字 壺割、字 十一割の田3筆、計2, 842㎡です。

11件目は、中台 字 松和田、字 新屋敷の台帳地目山林、現況畑2筆、計4, 788㎡です。

12件目は、木戸 字 二十二割の畑2筆、計922㎡です。

13件目は、木戸 字 二十二割の畑1筆、586㎡です。

14件目は、木戸 字 二十二割の畑2筆、計1, 063㎡です。

15件目は、新井 字 矢掛の台帳地目田、現況畑の4筆、計3, 119㎡です。

16件目は、新井 字 萩山の畑1筆、2, 165㎡です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、古川 字 前川田の畑2筆、計1, 044㎡、期間は6年間です。

再設定2件目は、北清水 字 清水の畑2筆、計1, 979㎡、期間は5年間です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

<p>議 長</p>	<p>ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。 はじめに新規設定の案件2件について、質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので質疑を終了し、新規設定案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成。よって、新規設定案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて中間管理機構設定の案件16件について、質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので異議なしと認め、質疑を終了し、中間管理機構設定案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成。よって、中間管理機構設定案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて再設定の案件2件について、質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので質疑を終了し、再設定案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成。よって、再設定案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和4年9月第5回農業委員会定例総会を閉会します。</p>